

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月12日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5656-2888
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 中村 怜
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5656-2888
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 中村 怜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期 連結累計期間	第25期 第1四半期 連結累計期間	第24期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年3月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	9,585,882	11,652,896	46,090,292
経常利益又は経常損失() (千円)	224,605	304,620	175,279
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	936,887	13,392	339,325
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,093,553	17,113	654,992
純資産額 (千円)	8,405,456	1,520,733	1,598,875
総資産額 (千円)	23,146,195	44,980,749	43,524,609
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 (円) ()	51.27	4.55	16.44
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	-	16.43
自己資本比率 (%)	36.3	3.3	3.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第24期第2四半期連結累計期間より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。「1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第24期第1四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第25期第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社の状況としては、国内事業において、当社は2023年1月1日付で当社の100%子会社である株式会社GDOゴルフテックを吸収合併したため、当第1四半期連結累計期間より連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当第1四半期連結累計期間(2023年1月1日~2023年3月31日)における世界経済は、エネルギー価格の高止まりや各国における金融引き締め等に伴う減速、米国における金融機関の破綻をきっかけとする金融システム不安の高まり等、先行きは非常に不透明な状況となっております。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等が成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても進化するデジタル技術や生活スタイルの変化に伴い、ゴルファーの需要スタイルも多様化し日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。また、2021年2月に公表した中期経営計画「LEAD THE WAY」の基本方針に基づき、事業運営に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間(2023年1月1日~2023年3月31日)の業績は、売上高11,652百万円(前年同期比21.6%増)、営業損失437百万円(前年同期は営業利益224百万円)、経常損失304百万円(前年同期は経常利益224百万円)となりました。一方、2023年1月1日付にて連結子会社であった株式会社GD0ゴルフテックを吸収合併したことに伴い繰延税金資産を計上したことから法人税等調整額 309百万円を計上いたしました。その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は13百万円(前年同期比98.6%減)となりました。

主要セグメント別の業績は次のとおりであります。

「国内」セグメント

当第1四半期連結累計期間における「国内」セグメントの業績は、売上高6,561百万円(前年同期比11.9%増)となりました。また、セグメント利益は102百万円(前年同期比34.8%減)となりました。

「海外」セグメント

当第1四半期連結累計期間における「海外」セグメントの業績は、売上高5,091百万円(前年同期比36.8%増)となりました。また、セグメント損失は540百万円(前年同期はセグメント利益66百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間の財政状況は、総資産44,980百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,456百万円増加しました。負債は、前連結会計年度末に比べ1,534百万円増加の43,460百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて78百万円減少し、1,520百万円となりました。

主要な勘定残高は、契約負債が923百万円、買掛金が856百万円増加した一方、長期借入金金が343百万円減少しました。利益剰余金は87百万円の減少となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間末において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事実上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	59,164,000
A種優先株式	60,000
計	59,224,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,274,000	18,274,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
A種優先株式	60,000	60,000	-	単元株式数 1株 (注)
計	18,334,000	18,334,000	-	-

(注) 当社の定款「第2章の2 種類株式」において、種類株式について次のとおり定めております。また、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めております。

(第2章の2 種類株式)

(A種優先株主に対する剰余金の配当)

- 第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
- 2 A種優先配当金の額は、100,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき(第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。)は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。
- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事

業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

（A種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
- 4 A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

（A種優先株主の議決権）

第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数の、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種

優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

- 2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

(A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

- 2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理)

第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月1日～ 2023年3月31日	-	普通株式 18,274,000 A種優先株式 60,000	-	1,458,953	-	1,420,071

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（2022年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	60,000	-	2022年11月25日を払込期日とする第三者割当増資による発行されたA種優先株式となります。
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,269,300	182,693	-
単元未満株式	普通株式 4,400	-	-
発行済株式総数	18,334,000	-	-
総株主の議決権	-	182,693	-

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ゴルフダイジェスト・ オンライン	東京都品川区東五反田 2 - 10 - 2	300	-	300	0.0
計		300	-	300	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,421,492	2,198,162
売掛金	3,063,950	2,935,036
商品	6,238,673	7,051,189
仕掛品	694	13,718
貯蔵品	186,183	204,168
貸倒引当金	16,022	16,436
その他	2,248,574	2,500,790
流動資産合計	14,143,547	14,886,629
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,747,384	7,049,251
使用権資産	7,631,816	7,915,252
その他	3,303,368	3,526,578
減価償却累計額	3,970,111	4,270,193
有形固定資産合計	13,712,456	14,220,889
無形固定資産		
のれん	8,479,098	8,249,469
その他	6,269,235	6,416,645
無形固定資産合計	14,748,333	14,666,115
投資その他の資産		
その他	927,245	1,214,090
貸倒引当金	6,974	6,974
投資その他の資産合計	920,271	1,207,116
固定資産合計	29,381,062	30,094,120
資産合計	43,524,609	44,980,749
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,893,669	3,750,187
短期借入金	5,603,721	5,451,889
1年内返済予定の長期借入金	1,514,167	1,516,855
未払法人税等	61,396	43,365
契約負債	5,562,340	6,485,549
賞与引当金	390	15,045
ポイント引当金	38,642	47,214
株主優待引当金	27,787	18,411
その他	4,224,063	4,594,393
流動負債合計	19,926,177	21,922,911
固定負債		
長期借入金	12,961,461	12,618,267
リース債務	7,729,247	7,943,798
役員退職慰労引当金	121,002	123,999
役員株式給付引当金	17,486	20,678
資産除去債務	344,812	352,300
その他	825,547	478,061
固定負債合計	21,999,556	21,537,105
負債合計	41,925,734	43,460,016

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,458,953	1,458,953
利益剰余金	152,151	239,264
自己株式	80,253	80,253
株主資本合計	1,226,547	1,139,435
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	347,321	351,041
その他の包括利益累計額合計	347,321	351,041
新株予約権	25,006	30,256
純資産合計	1,598,875	1,520,733
負債純資産合計	43,524,609	44,980,749

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)
売上高	9,585,882	11,652,896
売上原価	6,248,001	7,820,726
売上総利益	3,337,880	3,832,169
販売費及び一般管理費	3,113,506	4,269,271
営業利益又は営業損失()	224,373	437,102
営業外収益		
受取利息	34	430
助成金収入	1,266	234,990
その他	3,782	40,850
営業外収益合計	5,083	276,271
営業外費用		
支払利息	2,929	142,175
その他	1,921	1,613
営業外費用合計	4,851	143,789
経常利益又は経常損失()	224,605	304,620
特別利益		
固定資産売却益	1,062	893
債務免除益	1 765,068	-
その他	101	-
特別利益合計	766,233	893
特別損失		
固定資産除却損	4,783	38
特別損失合計	4,783	38
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	986,055	303,765
法人税、住民税及び事業税	4,810	7,752
法人税等調整額	44,357	309,406
法人税等合計	49,168	317,158
四半期純利益	936,887	13,392
親会社株主に帰属する四半期純利益	936,887	13,392

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
四半期純利益	936,887	13,392
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	156,666	3,720
その他の包括利益合計	156,666	3,720
四半期包括利益	1,093,553	17,113
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,093,553	17,113

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間において、当社と当社の連結子会社でありました株式会社GDOゴルフテックは、当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、株式会社GDOゴルフテックを連結の範囲から除外しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 債務免除益

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

当社の連結子会社であるGolfTEC Enterprises, LLC(米国)が米国の新型コロナウイルス感染症に係る雇用保護政策である「給与保護プログラム(Paycheck Protection Program、通称PPP)」を活用し、PPPローンを受けておりましたが、借入金の債務免除条件となっていた雇用保護を目的とする従業員給与等の支払に使用したことにより、返済が免除されたものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
減価償却費	425,143千円	652,404千円
のれんの償却額	134,770	266,288

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,504	5.50	2021年12月31日	2022年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	100,504	5.50	2022年12月31日	2023年3月30日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金385千円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,865,111	3,720,770	9,585,882	-	9,585,882
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3,698	3,698	3,698	-
計	5,865,111	3,724,469	9,589,580	3,698	9,585,882
セグメント利益	157,770	66,603	224,373	-	224,373

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,561,785	5,091,110	11,652,896	-	11,652,896
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	7,480	7,480	7,480	-
計	6,561,785	5,098,590	11,660,376	7,480	11,652,896
セグメント利益又は損失 ()	102,939	540,041	437,102	-	437,102

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

(収益認識関係)

売上高の分解

当社グループは、売上高を主要なサービス及び収益認識の時期に基づき分解しております。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	4,129,902	844,121	4,974,024
ゴルフレッスン	238,624	2,672,079	2,910,703
ゴルフ場予約	993,240	-	993,240
ゴルフ練習場事業	213,396	-	213,396
ゴルフ弾道測定器事業	-	-	-
その他のサービス	289,946	204,569	494,516
	<u>5,865,111</u>	<u>3,720,770</u>	<u>9,585,882</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	5,400,122	959,496	6,359,618
一定期間にわたり移転されるサービス	464,988	2,761,274	3,226,263
	<u>5,865,111</u>	<u>3,720,770</u>	<u>9,585,882</u>

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	4,510,541	1,037,663	5,548,204
ゴルフレッスン	247,852	3,179,392	3,427,244
ゴルフ場予約	1,165,006	-	1,165,006
ゴルフ練習場事業	329,679	-	329,679
ゴルフ弾道測定器事業	-	720,182	720,182
その他のサービス	308,706	153,873	462,579
	<u>6,561,785</u>	<u>5,091,110</u>	<u>11,652,896</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	6,042,287	1,557,238	7,599,526
一定期間にわたり移転されるサービス	519,497	3,533,872	4,053,370
	<u>6,561,785</u>	<u>5,091,110</u>	<u>11,652,896</u>

(注) 1. 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

2. 当第1四半期連結累計期間より、ゴルフ練習場事業及びゴルフ弾道測定器事業の区分を追加しております。前第1四半期連結累計期間の表示については、変更後の表示方法により作成したものを記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 1月 1日 至 2022年 3月 31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 3月 31日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 ()	51円27銭	4 円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	936,887	13,392
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	96,178
(うち優先配当額) (千円)	-	(96,178)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属す る四半期純損失 () (千円)	936,887	82,785
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,273,610	18,203,607

- (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、前第 1 四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、当第 1 四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため、記載していません。
- 2 . 株式給付信託 (BBT) の信託口が保有する当社株式を「 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当第 1 四半期連結累計期間70,000株)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められ

いかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。